



募集

元氣・健康づくり推進市民会議の市民公募委員

市民の皆さんの総合的かつ効果的な健康づくりに必要な事項の調査や審査をするために、元氣・健康づくり推進市民会議を設置しています。

この会議の第6期市民公募委員を募集します。

任期 2年（令和7年7月～令和9年7月を予定）

応募資格 市内に住民登録がある18歳以上（令和7年4月1日現在）で、平日の昼間に開催する会議（2回程度）に出席可能な人

※市の他の審議会などの委員を3つ以上兼ねている人および市議会議員、市職員は除く。

募集人数 2人以内

謝礼 市の条例に基づく

選考方法 作文審査（600字程度、テーマ「①こころの健康づくり」「②食生活と食育活動」「③健康（検）診受診による健康管理」「④身体活動と運動」「⑤歯と口の健康から一つ選択。タイトルは自由

※応募用紙は申込先と市ホームページで配布。

※応募用紙と作文は返却しません。

申込方法 4月1日（火）～21日（月）



（必着）に作文と応募用紙を窓口か郵送、ファクスで提出する

申込センター

〒356-0001 福岡1-2-5

TEL 049-2622-9040

FAX 049-2648-2884

児童発育・発達支援センター運営審議会の市民公募委員

児童発育・発達支援センターの運営などに市民の皆さんの意見を反映するために、児童発育・発達支援センター運営審議会を設置しています。

この審議会委員の市民公募委員を募集します。

任期 2年（令和7年6月24日～令和9年6月23日）

応募資格 市内在住の満18歳以上（高校生を除く）で、平日の昼間または夜間に開催する会議（10回程度）に出席可能な人

※市議会議員、市職員は除く。

募集人数 2人以内

謝礼 市の条例に基づく

選考方法 作文審査（400字程度、テーマ「こどもの未来を育むために私たちができること」）

※応募用紙は申込先と市ホームページで配布。

※応募用紙と作文は返却しません。

申込方法 4月1日（火）～18日（金）（必着）に作文と応募用紙を窓口かメール、郵送で提出する

児童発育・発達支援センター



〒356-0001 福岡1-2-5
TEL 049-2693-7874
✉ jhatsu@city.fujimino.saita
ma.jp

アート発見発信プロジェクト市民編集員

「アート発見発信プロジェクト」では、皆さんの目録で取材・執筆していただき、ふじみ野市のアートを紹介する冊子「ふじみ野ART88」を作成しています。あなたもいつしよに冊子を作りませんか。

また、年間を通してふじみ野市のアートに関する場所、人、活動、モノなどの情報を募集しています。詳細やバックナンバーは、市ホームページをご覧ください。

活動内容 編集会議（4回程度）への出席、取材、記事の執筆・校正（確認）など

活動期間 5～12月（取材・執筆は主に6～8月を予定）

対象 市内在住・在勤・在学の高校生以上

謝礼 記事作成1件当たり1万円

申込方法 5月7日（水）までに電話かウェブフォームで申し込む

文化・スポーツ振興課
TEL 049-262-8124



団体・サークル情報の登録

誰もが気軽に学習や団体活動に取り組むことができるように、市内で活動する団体・サークル情報を集めて、興味・関心がある人に代表者を紹介しています。

活動のPRや新規メンバーを増やすきっかけにつながりますので、ぜひご登録ください。

なお、登録した情報は「ふじみ野市生きがい学習ガイドブック2025」に掲載予定です。

申請方法 4月21日（月）までに、申請書（公共施設、市ホームページで配布）に記入して窓口提出するか、ウェブフォームで申し込む

協働推進課
TEL 049-262-8123



産文フェスティバル2025の出演者

出演希望者を募集します。

日時 8月17日（日）

午前10時～午後3時（予定）

内容 ステージパフォーマンス（1組15分）

定員 12組（抽選）

費用 2000円

申込方法 4月5日（土）正午～25日（金）窓口か産業文化センターホームページの専用フォームで

文化・スポーツ振興課
TEL 049-262-8124



申し込む
産業文化センター
TEL 049-269-4811

令和7年度「文化芸術活動未来応援事業」実施者

主に学生やアマチュアなどのサークル・団体、個人を対象にした、自主的・創造的な文化芸術活動への補助制度（上限15万円）です。

詳しくは、市ホームページに掲載している募集要領をご確認ください。

対象事業 次のいずれかの要素を含んだ文化芸術事業

①文化芸術を活用し地域を元気にする事業
②文化芸術を活用した社会包摂的
事業

実施期間 結果公表日（5月中旬）～令和8年3月31日（火）

申込方法 4月1日（火）～30日（水）に申請書（市ホームページで配布）を窓口提出する

※本事業の採択には審査（書類）があります。

文化・スポーツ振興課
TEL 049-262-8124



ワンナイトステイの受け入れ家庭

世界各国で日本語を教えている外国人教師のホストファミリーになりますか。日本語で会話ができますので、気軽に受け入れでき、交流を深めることができます。

参加者 （独）国際交流基金日本語国際センターで研修する外国人教師

対象 宿泊用に1部屋が提供でき、家族そろっての受け入れが可能な家庭

宿泊期間 1泊2日（土・日曜日）

実施期間 6月～11月（全6回予定）

※詳しくはお問い合わせください。

申込方法 4月18日（金）までに窓口か電話、メールで申し込む

協働推進課
TEL 049-262-9016

✉ chikishinkou@city.fujimi
no.saitama.jp

集団資源回収の参加希望団体

集団資源回収とは、自治組織・PTA・子ども会などの団体が、リサイクルできる有価物を自主的に回収する活動です。

市では、集団資源回収をした団体へ、回収実績に応じて報奨金を交付しています。報奨金は団体の活動費として利用できます。

対象 次の要件を全て満たす団体

「じいのぼろ」の寄付をお願いします

①営利を目的としない
②市内に住民登録がある人で組織された市民活動団体
③構成世帯が20世帯以上
※マンションの管理会社や管理組合は該当しません。

環境課
TEL 049-262-9022

新河岸川の美化保全に努めている舟運・ふじみんの郷では、養老橋付近に新河岸川をまたいで「じいのぼろ」を泳がせるイベントを実施しています。

自宅などに使用しないこのぼろがありましたら、ぜひ寄付をお願いします。

受付期間 4月1日（火）～17日（水）

受付場所 道路課

道路課
TEL 049-220-2074



ご案内

マイナ保険証移行後の国民健康保険の加入・脱退手続き

マイナ保険証を持つについても、職場の健康保険をやめたときや扶養家族を外れたときなどは、国保の加入手続き、また職場の健康保険に入ったときやその扶養家族になったときなどは、国保の脱退手続きが必要です。変更になった日

人間ドック・脳ドック検査料補助

国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者を対象に人間ドックか脳ドックを年度に1回限り補助します。受検前に申請が必要です。

対象 次の全てに該当する人
①30歳以上で、受検時に国民健康保険か後期高齢者医療の資格を有する

から14日以内に申請してください。

持ち物 ①職場の健康保険の資格喪失証明書、退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証のうちいずれか1点
②キャッシュカードが通帳、届出印（国保税は原則口座振替）
③マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類（ない場合、資格確認書は郵送になります）
④脱退手続きのみ、職場の社会保険の資格確認書や資格情報のお知らせなど資格取得日が記載されている証明書、国民健康保険被保険者証または資格確認書（全員分）

※扶養になつている人も一緒に加入する場合は、全員の名前が記載された資格喪失証明書が必要です。

申込場所 保険・年金課 大井総合支所

保険・年金課
TEL 049-262-9020

令和7年国勢調査の調査員を募集します

今年は5年に一度、日本に住む全ての人を対象とした、最も重要な統計調査「国勢調査」の年です。国勢調査は、国内の人および世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としていて、第1回調査は1920（大正9）年に行われ、今回の調査は22回目にあたります。

この国勢調査の調査業務に携わる調査員を募集します。調査終了後、一定基準により調査員報酬を支払います。なお、調査中、調査終了後も守秘義務があります。

対象 20歳以上で、責任をもって調査事務を遂行でき、警察に関係がなく、選挙に直接関わりがない人

調査期間 9月上旬～10月下旬

報酬 4～5万円程度（担当する調査区数や世帯数により変動）

申込方法 4月30日（火）までに窓口かウェブフォームで申し込む

※いずれも簡単な面談を実施後、登録となります。

情報・統計課（TEL 049-262-9007）



夕方の定時放送時刻変更

3月31日まで午後4時30分に放送していた市防災行政無線の定時放送は、4月1日～9月30日の間、午後5時に変更されます。

この放送は、災害時に使用する防災行政無線の点検が目的です。ご理解とご協力をお願いします。

危機管理防災課
TEL 049-262-9017

高齢者医療被保険者Ⅱ完了報告書兼請求書を窓口提出
※②④の提出窓口は、保険・年金課、大井総合支所、出張所、保健センター。

保険・年金課
TEL 049-262-9042

●費用の記載がないものは無料

●対象は市民市外の人でも、在勤在学の記載があるときは該当する人も対象になる

「ふじみん元氣・健康ポイント」対象事業



生産緑地の追加指定

市街化区域内にある300㎡以上の農地を対象とした、生産緑地の追加指定を受け付けます。

詳細は事前の個別相談(受付期間前から可)にて説明しますので、必ずご相談ください。

期間 5月7日(水)～7月31日(木)

園 公園緑地課

TEL 049・220・2067

国保・後期高齢者医療 保養施設の宿泊補助

国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者の健康保持増進のため、契約保養施設宿泊料の一部を補助します。事前に申請が必要です。

対象 次の全てに該当する人

- ① 宿泊時に国民健康保険が後期高齢者医療の資格を有する
- ② 申請時に納期到来分の保険税(料)を完納している

補助額 中学生以上は3000円、小学生は2000円(いずれも1年度当たり1人1回(1泊))

利用方法 ① 直接対象施設に予約

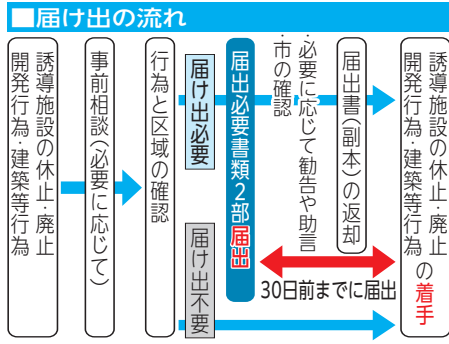
- ② 宿泊の7営業日前(土・日曜日、祝日を除く)までに保険・年金課が大井総合支所、出張所へ申請書を提出③ 後日郵送される「保養施設宿泊利用券・助成券」を宿泊時に保養施設へ提出

ふじみ野市立地適正化 計画を策定

市では、今後の人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定しました。

この計画の公表後は、所定の区域において、一定規模以上の建築等行為や開発行為などを行う場合、着手の30日前までに市への届け出が必要になります。

計画書は、公表日(3月31日)から、市ホームページでご覧いただけます。



園 都市計画課
TEL 049・220・2068

耐震診断・耐震改修 工事の費用を一部補助

既存住宅の耐震診断費用と耐震改修工事費用の一部を補助します。契約前に補助申請が必要です。

園 保険・年金課

TEL 049・262・9042

国民年金保険料の 学生納付特例制度

学生限定の国民年金納付猶予制度です。

対象 各種学校(修学年限が1年以上)に在学する学生で、本人の前年所得が128万円+扶養親族の数×38万円(以下)の人

持ち物 ① 本人確認書類
② 基礎年金番号が分かる書類
③ 学生証(写しは必ず両面) 可在学証明書(原本)

申込場所 川越年金事務所、保険・年金課、大井総合支所、出張所

※マイナポータルを使った電子申請も可能です。



●令和6年度に本制度を利用し、現在納付猶予中の人

本年度も制度を利用するには申請が必要です。引き続き在学予定の人には、日本年金機構から「学生納付特例申請書」が送付されます。

園 保険・年金課

TEL 049・262・9020

離婚時の年金分割制度

離婚した場合、2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金にできます。離婚後2年以内の申請が必要です。

園 川越年金事務所

TEL 049・242・2657

国民年金保険料の 追納をおすすめします

国民年金保険料の免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べて将来受け取れる年金額が少なくなります。

将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば後から保険料を納めることができます。申請方法や申請書などは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

園 川越年金事務所
TEL 049・242・2657



児童扶養手当の額が改定

全国消費者物価指数の変動に伴い、児童扶養手当の月額が約2.7%の引き上げとなります。

令和7年度月額 (令和7年5月期支払から)		
	全部支給	一部支給
第1子	4万6,690円	4万6,680円 ～1万1,010円
第2子以降 加算額	1万1,030円	1万1,020円 ～5,520円

園 子育て支援課

TEL 049・262・9041

特別児童扶養手当な どの額が改定

全国消費者物価指数の変動に伴い、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の月額が改定となります。

令和7年度月額		
特別障害者手当		2万9,590円
障害児福祉手当		1万6,100円
特別児童扶養手当	1級	5万6,800円
	2級	3万7,830円

園 障がい福祉課

TEL 049・262・9031

スズメバチの巣の 駆除費用補助

市ではスズメバチによる被害を防止するため、スズメバチの巣の駆除費用を補助しています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



対象 市内に建物・樹木などを所有していて、住民登録があり市税を滞納していない人(1世帯につき1回限り)

補助金額 駆除費用の半額(上限1万円)

※駆除業者への委託に係る費用が対象です。自分で駆除した場合は対象外です。

持ち物 ① 狂犬病予防注射済票交付申請書はがき② 病院が発行する「狂犬病予防注射済票」③ 1頭当たり手数料550円

申込場所 環境課、大井総合支所

園 環境課

TEL 049・262・9021

無許可の廃品回収業者 にご注意ください

トラックなどで市内を回り無料で家電などの不用品を回収したり、無料回収のチラシを配布したりしている業者は、家庭ごみを収集するための許可を得ていません。無許可の事業者を利用すると後から高額な料金を請求されたり、不法投棄や海外での不適正処理につながる可能性があります。家庭で不用品を処分するとき

は、ごみの出し方分け方BOOKや「ごみ分別アプリ」を参照して適切に処分してください。

園 環境課

TEL 049・262・9022



ゼロカーボンシティの実現 に向けた導入費用を補助

詳しくは、市ホームページか「補助金申請の手引き」窓口で配布をご覧ください。



予算額 40万円(先着順)

申請方法 必要書類を環境課、大井総合支所に提出する

必要書類 ① 申請書② 駆除前・後の巣の写真③ 駆除した場所の写真④ 駆除実施場所を示す図面など⑤ 領収書の写し

園 環境課

TEL 049・262・9021

飼い主のいない猫の 不妊・去勢手術費用補助

市では飼い主のいない猫を減らすため、不妊・去勢手術の費用を補助しています。

不幸な猫をこれ以上増やさないためにTNR活動(飼い主のいない猫を捕獲、手術して元いた場所に戻す活動)をしてみませんか。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



補助金額 1頭あたり5000円(1人10頭まで)

予算額 40万円(先着順)

申請方法 手術の実施前に申請書を提出する

●お願い

手術をした猫は、次のことを守り責任をもって面倒を見てください。
・時間を決めてえさやりをする
・猫用のトイレを設置する
・周辺の清掃をする

園 環境課

TEL 049・262・9021



■共通事項

対象 市内に住民票があり、市税を滞納していない人

申請期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※先着順。予算額に達し次第、終了。

※国や県の補助金との併用も可能。

●住宅用スマートエネルギーシステム

対象機器 補助金額 ① 太陽光発電システム11キロワットあたり2万円(上限7万円)② 太陽熱利用システム13万円③ エネファーム15万円④ 蓄電池11キロワットアワーあたり2万円(上限7万円)⑤ V2H電気自動車等充給電設備15万円

対象 市内の既存住宅・新築住宅に新品の対象機器を設置する人および対象機器が設置された建売住宅を購入する人

※既存住宅・新築住宅に設置する場合は、設置前に申請が必要。

●電気自動車および

プラグインハイブリッド自動車

対象機器・補助金額 ① 電気自動車10万円② プラグインハイブリッド自動車15万円

対象 令和7年2月1日～令和8年1月31日に補助対象車両を導入する市内に1年以上居住している人

※新車購入する場合が対象。

※購入後でも申請可。

園 環境課

TEL 049・262・9021



ご案内

マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末機（マルチコピー機）で、証明書を取得できます。

詳しくはホームページをご覧ください。



取得できる証明書・請求対象

- ①住民票の写し（ふじみ野市に住民登録がある人で本人が同一世帯の人）
- ②印鑑登録証明書（ふじみ野市に印鑑登録をしている人）
- ③課税（非課税・所得・証明書）ふじみ野市に住民登録がある人
- ※15歳未満の人のマイナンバーカードは対応していません。
- ※課税（非課税・所得）証明書は最新年度を含めて過去5年度分発行可能です。
- 発行手数料 1部200円
- 利用時間 午前6時30分～午後11時（メンテナンス日を除く）
- 必要なもの マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）か、スマートフォン

●取得できない住民票

・転出や死亡による住民票の除票

医療費を支給します

医療機関で保険診療受診時に発生した自己負担分の医療費を支給します（対象外となるものもあります）。

ただし、他の公費負担や、加入している健康保険から高額療養費や附加給付金などが支給される場合は、その額を差し引いた額が支給の対象です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



●こども医療費

対象 健康保険に加入している児童（18歳になった年の年度末まで）

●ひとり親家庭等医療費（所得制限あり）

対象 健康保険に加入しているひとり親家庭などの児童（18歳になった年の年度末まで。ただし、一定の障がいがある児童は20歳未満）とその母（父）または養育者

※婚姻をしていなくても内縁・事実婚状態にある、または婚姻可能な異性と生活を共にしている人はひとり親家庭に該当しません。

図 子育て支援課（TEL049・262・9041）

こんなときは届け出を

加入している健康保険が変わった、振込先金融機関を変更したい、振込先金融機関の口座名義を変更したい、受給資格に変更が生じた



ふじみ野市担当の児童相談所が変わります

4月1日（火）に埼玉県が新しく朝霞児童相談所を開設し、ふじみ野市を担当する児童相談所が川越児童相談所から朝霞児童相談所に変更となります。

住所 朝霞市青葉台1・10・63朝霞駅南口下車徒歩約15分
電話番号 048・465・4152

図県こども安全課
TEL048・830・3362

固定資産税の縦覧

市に固定資産税を納税している人は、令和7年度の固定資産税（土地・家屋の評価額が記載されている帳簿を縦覧し、自分の土地・家屋と他の人の土地・家屋の評価額を比較できます。

縦覧期間中は申請することで、納税者ごとの課税内容が載っている名寄帳を無料で閲覧できます。

期間 4月1日（火）～5月30日（金）の開庁日
※休日開庁日の4月6日（日）・27日（日）、5月25日（日）は縦覧可能です。

場所 税務課

内容 縦覧帳簿（土地Ⅱ所在地番・地目・地積・評価額・市街化区域の別、家屋Ⅱ所在地番・家屋番号・建築年・種類・構造・床面積・評価額）の確認

対象 市内の土地・家屋の固定資産税を納税している人

申込方法 本人確認書類（代理人が縦覧する場合は委任状も）を持参し窓口で申し込む

図 税務課（土地ⅡTEL049・262・9012、家屋ⅡTEL049・262・9013）

納税通知書を発送

本年度の市民税・県民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します。

青色の封筒で発送しますので、開封前に左下に記載されている税目をご確認ください。

種類	発送日
市民税・県民税・森林環境税	
給与特別徴収	5月15日（木）
普通徴収・年金特別徴収	6月10日（火）
軽自動車税（種別割）	5月2日（金）
固定資産税・都市計画税	5月1日（木）

図 税務課（市民税・県民税・森林環境税・軽自動車税ⅡTEL049・262・9012）

62・9011、土地ⅡTEL049・262・9012、家屋・償却資産ⅡTEL049・262・9013）

市民税・県民税・森林環境税、固定資産税証明書交付開始日

●市民税・県民税・森林環境税

区分	発行可能日
給与特別徴収	
本人・被扶養者（申告なし）	5月15日（木）
被扶養者（申告あり）	6月10日（火）
普通徴収、年金特別徴収、併用徴収	6月10日（火）

コンビニ交付開始日も原則同様ですが、被扶養者（申告なしも含む）は6月10日（火）からの発行です。なお、5月15日（木）は年度切替作

業のため、コンビニ交付を利用できません。

申告期限（3月17日）を過ぎて市民税・県民税申告書を提出した場合、交付開始予定日から証明書が発行できない場合があります。

●固定資産証明書

市民税・県民税・森林環境税の徴収区分	
区分	内容
給与と特別徴収	勤務先の給与からの天引き
普通徴収	納付書か 口座振替
年金特別徴収	公的年金からの天引き
併用徴収	特別徴収と 普通徴収の両方

●固定資産税証明書

種類	発行可能日	内容
土地・家屋評価額証明書	4月1日（火）	評価額
土地・家屋公課証明書	5月1日（木）	課税標準額・税相当額
土地・家屋記載事項証明書	4月1日（火）	評価額・課税標準額・税相当額

5月1日（木）より前に土地・家屋の税相当額を確認する場合は、記載事項証明書をご利用ください。

図 税務課（市民税・県民税・森林環境税・軽自動車税ⅡTEL049・262・9011、土地ⅡTEL049・262・9012、家屋ⅡTEL049・262・9013）

重度心身障害者医療費支給制度

医療機関で保険診療受診時に発生した自己負担分の医療費を支給します（対象外となるものもあります）。ただし、他の公費負担や、加入している健康保険から高額療養費や附加給付金などが支給される場合は、その額を差し引いた額が支給の対象です。

申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



対象 健康保険に加入し、次のいずれかを交付された人

- ①身体障害者手帳1～3級
- ②療育手帳（A・B）
- ③精神障害者保健福祉手帳1級（精神病床入院を除く）
- ④①～③のいずれかに該当し、後期高齢者医療制度の障害認定を受けている人（1）身体障害者手帳4級の一部（音声機能、言語機能の障害、下肢障害の1・3・4号）（2）精神障害者保健福祉手帳2級（3）障害年金証書1～2級

※所得制限あり。
※65歳以上で新たに手帳の交付を受けた人を除く。

●こんなときは届け出を

・加入している健康保険が変わった
・振込先金融機関を変更したい
・受給資格に変更が生じた

図 障がい福祉課
TEL049・262・9031

第25回 おおい祭り

7月27日

おおい祭りはふるさとの祭りとして親しまれ、今年で25回目を迎えます。現在、実行委員会で準備を進めています。出演者などの募集は、市報5月号に掲載します。

日時 7月27日（日）正午～午後8時30分

場所 東久保中央公園および周辺道路、大井東中学校体育館

図 おおい祭り実行委員会事務局
（協働推進課内TEL049・262・9016）



●費用の記載がないものは無料

●対象は市民市外の人でも、在勤在学の記載があるときは該当する人も対象になる

★「ふじみん元気・健康ポイント」対象事業



オレンジカフェふじみん

●高齢者あんしん相談センター主催

日時	場所・問合せ
4月16日(水) 午後2時～3時	高齢者あんしん相談センターおおい（特別養護老人ホームマザーアース敷地内、TEL049・261・3021）
4月17日(木) 午後2時～3時	高齢者あんしん相談センターふくおか（市役所第3庁舎 C202 会議室、TEL049・261・1126）

●介護事業所など主催

日時	場所・問合せ
4月11日(金) 午後2時～3時	緑ヶ丘オレンジカフェ(西鶴ヶ岡2・10・1 緑ヶ丘会館、049・264・0821)
4月17日(木) 午後3時～4時	大井協同診療所「my Life」（ふじみ野 1・1・15、TEL049・267・1101）
4月17日(木)午後2時～3時30分	茶話会みちくさ(上福岡2・4・8 上福岡二丁目集会所、TEL049・264・7620)
毎週火曜日午前10時～午後4時	オレンジサロンまつ(滝1・3・58、TEL090・4390・5608)

費用 1人100円

申込方法 電話で申し込む

☎ 高齢福祉課 (TEL049・262・9038)

家族介護教室・家族交流会

介護者間で交流・意見交換などを行い、介護上の悩みや問題を相談しあい、介護者同士のつながりをつくります。

日時	場所	主催・問合せ
4月2日(水) 午後2時～3時30分	市役所第3庁舎 C202 会議室	高齢者あんしん相談センターふくおか (TEL049・261・1126)
4月11日(金) 午前10時～11時30分	介護予防センター	高齢者あんしん相談センターかすみがおか (TEL049・264・7620)
4月15日(火) 午後2時～3時30分	鶴ヶ岡会館 集会所 B (鶴ヶ岡 4・16・25)	高齢者あんしん相談センターつるがまい (TEL049・256・6061)

日時 4月19日(土)

プールでの効果的な歩き方や運動を学びます。

水中運動教室

TEL 049・264・7971

☎ 市民交流プラザ

申込方法 窓口か電話で申し込む

費用 小・中学生800円、高校生以上1000円

定員 20人(申込順)

対象 小学3年生以上

場所 市民交流プラザ

日時 5月17日(土)午前11時～正午

子どもから大人まで、人に話したくなる雑学を楽しみましょう。

世界のおもしろ雑学講座

午後1時～1時50分

場所 エコパバープール

費用 500円

※別途入館料がかかります。

定員 25人(申込順)

申込方法 4月4日(金)から窓口で申し込む

☎ エコパ

TEL 049・293・7568



イベント

神田伯山 独演会

六代目神田伯山さんによる独演会を開催します。

日時 5月31日(土)午後1時30分開演(0時30分開場)



ご案内

福祉タクシー利用券

重度の障がいがある登録申請者に、福祉タクシー利用券を交付しています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



対象 市内に住民登録があり、次のいずれかを交付された人

①身体障害者手帳1・2級

②療育手帳(A・A)

③精神障害者保健福祉手帳1級

※自動車燃料費助成の登録者は対象外。

交付枚数 1カ月当たり4枚(1枚＝500円の助成)

※申請月により交付枚数が変わります。

※乗車1回につき1枚、乗車料金または障害者割引後の乗車料金が1000円以上の場合は2枚まで使用できます。

申請方法 障がい福祉課、大井総合支所の窓口か郵送で申し込む

☎ 障がい福祉課

〒356・8501 福岡1・1・1

TEL 049・262・9031

マイホーム購入前に
ごみ集積所の確認を

市内では、新たに暮らし始めてから「集積所の位置が分からない」「近くの集積所を利用できない」な

どのトラブルが増えていきます。気持ちよく新生活をスタートできるよう、契約前に販売会社や不動産会社に集積所の位置を必ず確認しましょう。

☎ 環境課

TEL 049・262・9022



講座

はじめての手話講習会入門

初めて手話を学ぶ人を対象にした講習会です。

授業中は音声禁止で、「手話を手話で学びます。目で聞き、身体で話す言語の世界をお楽しみください。」

日時 5月10月の毎週木曜日(全20回)午前10時～正午

場所 市役所会議室他

対象 市内在住・在勤・在学の人

定員 15人(抽選)

申込方法 4月18日(金)までに窓口か電話で申し込む

☎ 障がい福祉課

TEL 049・262・9032

鍵盤ハーモニカ
追加募集

演奏から楽譜の読み方など丁寧に指導します。

日時 隔週水曜日(月2回)

午前10時～正午

場所 産業文化センター

費用 3000円(月謝制、体験は

「見て」「さわって」「感じる」体験の場
えこらば 5月の環境学習講座

●環境センターバックヤードツアー(エコラボフェスタで実施予定)

日時 5月17日(土)①午前11時10分から②午後0時10分から(所要時間40分程度)

対象・定員 小学3年生以上(小学生は保護者同伴、就学前の子は参加不可)、40人(抽選)

申込期限 4月24日(木)

●Let's田植え

日時 5月24日(土)午前9時30分～11時30分

定員 10組(小学生以下は親子参加。抽選)

申込期限 4月28日(月)

★共通事項

場所 ふじみ野市・三芳町環境センター環境学習館えこらば

申込方法 電話かウェブフォームで申し込む

※抽選結果は当選者のみ(「環境センターバックヤードツアー」は5月1日(木)まで、「Let's田植え」は5月2日(金)まで)に連絡します。

☎ 環境課 (TEL049・262・9022)

市民交流プラザ
ハンドメイド講座

■共通事項

場所 市民交流プラザ

申込方法 開催日の7日前までに窓口か電話で申し込む

最少開催人数 3人

●シルバークレイで作る石付き
リング製作講座

日時 4月26日(土)

午後1時30分～4時



対象 中学生以上

☎ 市民交流プラザ

TEL 049・264・7971

定員 20人(申込順)

費用 2200円(材料費を含む)

日時 4月27日(日)午後1時～4時

対象 小学3年生以上(小学3年生は保護者同伴)

●母の日企画「マトリョーシカ
ピック絵付け花かご講座」

費用 3800円(材料費を含む)

定員 14人(申込順)

場所 ステラ・ウエストホール

対象 小学生以上(就学前の子は入場不可)

チケット 4000円(全席指定)

チケット販売 4月7日(月)午前10時から窓口(ステラ・ウエスト窓口でも販売)、午後1時からウェブ

サイトでも販売

☎ ステラ・ウエスト

TEL 049・261・0648



聴覚障がい者のつどい

聴覚に障がいのある人が気軽に集い、交流する場として開催します。

日時 5月31日(土)午前10時～正午

場所 大井総合福祉センターりあ

んスペース

申込方法 当日、会場で申し込む

☎ 障がい者総合相談支援センター

TEL 049・266・1100

採れたてふじみ野畑



市内で採れた新鮮野菜・狭山茶などの農作物を販売します(売り切れ次第終了)。

●市役所本庁舎玄関脇

日時 4月15日(火)午前10時～正午

●大井総合支所玄関脇

日時 5月13日(火)午前10時～正午

☎ 産業振興課

TEL 049・262・9024



広報 みんなの消防

事業所の防火安全体制を確認しましょう

●事業所の防火安全体制の確認

新年度のスタートである4月、人事異動のタイミングで、防火・防災管理者や自衛消防の組織に変更がないかを確認し、防火安全体制を整備しましょう。

防火・防災管理者を変更する場合は、「防火・防災管理者選任(解任)届出書」と「消防計画作成(変更)届出書」を提出する必要がありますので、忘れないようにご注意ください。

●防火・防災教育の推進

4月は人員配置が大きく変わることが多いため、消防計画に定められている従業員の任務や体制を見直しましょう。そして、新たな職場で働く従業員が火災や地震などの災害時に適切な対応ができるように、防火・防災教育を行いましょう。

●防火・防災教育のポイント

消防計画

・事業所の消防計画に定めている内容

火災発生時の対応

・消火器、屋内消火栓、避難器具など消防用設備の設置場所や使用方法

火災から 守ろうこの街 この笑顔

入間東部地区事務組合 防火標語

・避難経路の確認

●再講習の受講期限の確認

再講習の受講義務がある防火・防災管理者は、一定期間ごとに再講習を受講しましょう。

令和6年度から、入間東部地区事務組合消防本部が開催する防火管理講習会はありません。一般財団法人日本防火・防災協会が開催する防火管理講習会をご利用ください。

講習日・申込方法などは同協会のホームページでご確認ください。



救急要請がひっ迫しています

入間東部地区事務組合消防本部管内(ふじみ野市、富士見市、三芳町)では、現在9台の救急車で救急要請に対応していますが、救急出動件数が増加し、救急車が足りない状況が続いています。

令和6年の救急出動件数は1万6,280件で、令和5年よりも1,006件増加し、過去最多件数となりました。ご自身での医療機関受診が可能な場合は、救急車以外での方法で医療機関を受診し、救急車を呼ぶか迷う場合は、埼玉県救急電話相談(＃7119)や小児救急電話相談(＃8000)、またはかかりつけの医療機関にご相談下さい。

大切な命を救うために、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

女性消防団員が応急手当普及員資格を取得



3月16日、女性消防団員9人が応急手当普及員資格を取得しました。応急手当普及員は、自身が所属する事業所などの従業員や地域の住民に、心肺蘇生法やAEDの取り扱い方法などの指導を行い、応急処置技能の普及をするものです。今後、より多くの住民に対して応急処置技能の普及に貢献することが期待されます。

消防団車両を更新

三芳町消防団第4分団に配備している消防ポンプ自動車を更新しました。

車両総重量が3.5トン未満で、普通自動車免許での運転が可能です。なお、ポンプ性能は従来と同等である毎分2,000リットルの放水性能を維持しています。更新車両を最大限に活用し、地域の安全を守ります。



入間東部地区事務組合

ふじみ野市・富士見市・三芳町

URL <http://www.irumatohbu119.jp/> Eメール shobo@irumatohbu119.jp

■ 火災の問い合わせ TEL 049・263・0119(音声案内)

■ 救急病院のご案内 TEL 049・261・6031(休日・夜間)

ACCESS

情報アクセス



イベント

障がい者余暇活動支援事業(りあん活動スペース)

日程・内容

日程	内容
4月12日(土)	パッチャ
5月10日(土)	簡単なアロマづくり(実費負担あり)
6月14日(土)	小・中学生によるアンサンブルコンサート

時間 午前10時～正午
対象 概ね18歳以上の障がいのある人(家族の付き添い可)

定員 20人(申込順)

申込方法 窓口か電話、ファクス、ウェブ

フォームで申し込む



障がい者総合相談支援センター

TEL 049・266・1100

FAX 049・269・1428

障がい者総合相談支援センター(りあん)

■ 共通事項

場所 大井総合福祉センターりあんスペース

対象 概ね18歳以上の障がいのある人

●みんなアート(申込不要)

日時 毎月第2水曜日午後2時～

4時、第4水曜日午前10時～正午
内容 絵画、書道、手芸などの創作活動、作品の発表・展示

●茶話会(申込不要)

日時 毎月第2土曜日
午後2時～4時

内容 参加者同士の交流、情報交換、日々の悩みや思いの共有

障がい者総合相談支援センター
TEL 049・266・1100

みほの和楽器倶楽部 民謡コンサート

日時 4月20日(日)

午前11時開演(10時30分開場)

場所 エコパ大広間

※観覧無料(エコパ優待者証をお持ちの人以外は入館料がかかります。)
園エコーパ
TEL 049・293・7568

映画会「あなたのおみとり」と監督講演会

日時 5月10日(土)

午後1時30分～4時(1時開場)

場所 富士見市民文化会館キトリ☆

ふじみ(富士見市鶴馬180031)

講師 村上浩康さん(映画監督)

定員 200人(申込順)

申込方法 4月5日(土)～5月9日

(金)午後5時にウェブ

フォームか電話で

申し込み

東入間医師会地域医療介護相談室

TEL 049・293・6877

広報板をご活用ください



市民グループなどが行うイベントのお知らせをする掲示物(ポスター)を「広報板」に掲示することができます。現在、広報板は公共施設や集会所前、道路沿

いなど、全112カ所に設置されています。ぜひご活用ください。

なお、掲示には、必ず事前の申請と許可印の押印が必要です。

利用条件 次のいずれかに該当するもの

- ①市が主催・協賛・後援する事業の掲示物
 - ②主に市内で活動している団体が公共施設で開催するイベントで、公共のコミュニティに供する掲示物
- ※「毎週〇曜日」など恒常的に行われるイベントや、会員募集などの掲示物は不可。

掲示期間 最長1カ月(張る日、剥がす日を含む)

掲示物の大きさ A3判(29.7cm×42cm)以下

掲示物に必ず記載する項目 団体名、電話番号などの連絡先

利用方法 ①申請書と掲示物(市への提出用1枚と掲示する枚数分)を市役所本庁舎3階広報広聴課へ持参し申請する
②承認を受けた上で、希望枚数分の掲示物に「掲示許可印」を押す
③掲示期限内に広報板へ掲示する

※過去に承認を受けた団体・内容の掲示物に限り、大井総合支所でも申請できます。

注意事項 掲示に使用する画びょうは、自分でご用意いただきます(ヘッドが平らなものは利用禁止)。

掲示板のスペースには限りがあるので、譲り合って利用してください。

「掲示期限を過ぎた掲示物が張られている」「掲示期限内に、掲示物を剥がされてしまった」などのご意見が多く寄せられています。ルールを守らない団体は、1回目は注意、2回目は1年間の掲示禁止となります。ルールを守ってご利用ください。

☎ 広報広聴課(TEL049・262・9003)